特別損失
前期損益修正損
固定資産売却損
固定資産除却損
固定資産評価損
当期利益金
当期利益金

○総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の一部の施行に伴い、臨時石炭鉱害復旧法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

臨時石炭鉱害復旧法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令

臨時石炭鉱害復旧法施行規則を廃止する省令（平成十四年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○外務省令第六号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

ベネズエラ	
ボリバル	
遺産の額の2／100	
300	
160	
320	
40	
160	
130	
230	
60	
60	
110	
230	
240	
90	
130	
230	
200	
50	
70	
110	

を

ベネズエラ	
ボリバル	
遺産の額の2／100	
440	
230	
460	
50	
230	
190	
340	
90	
90	
150	
340	
350	
130	
190	
340	
290	
70	
100	
160	

に改める。

別表第二中

ベネズエラ	
ボリバル	
40	
40	
5	

を

ベネズエラ	
ボリバル	
60	
60	
7	

に改める。

別表第三中

ベネズエラ		
ボリバル		
260	530	260

を

ベネズエラ		
ボリバル		
380	770	380

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第七号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

50	130	130

70	190	190